

日本家族性腫瘍学会
家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 日本家族性腫瘍学会は、家族性腫瘍に関する知識の普及と医療活動の向上および教育に貢献する人材の育成と研鑽を目的として本規則を制定する。

(制度)

第2条 日本家族性腫瘍学会では、前条の目的を達成するために家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度を設ける。

(制度の運用)

第3条 日本家族性腫瘍学会では、家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度の運用のために家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度委員会および事務局（以下、各々、制度委員会、事務局と称する）を置く。

第2章 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度

(定義)

第4条 家族性腫瘍コーディネーターは、日本家族性腫瘍学会の会員で本学会が開催するセミナー（以下、セミナーと称する）を受講し所定の単位を取得した者に対して家族性腫瘍に関する自己研鑽の証明として授与する称号である。家族性腫瘍カウンセラーは、遺伝医療に関わる専門職である臨床遺伝専門医あるいは非医師の認定遺伝カウンセラーの資格を有する者が上記の単位を取得した場合に授与する称号である。

(役割)

第5条 家族性腫瘍コーディネーターは、各自の家族性腫瘍あるいはがん医療における専門性と職責に基づき、以下の役割を果たすことが期待される。

- (1) 患者の臨床背景および家族歴から家族性腫瘍が疑われる患者を拾い上げ、遺伝カウンセリングと遺伝学的検査を実施している医療部門と連携し、患者とその家族が家族性腫瘍に関する遺伝医療を受けられるように調整（コーディネーション）する。
- (2) 家族性腫瘍患者と血縁者が生涯にわたって適切な腫瘍のサーベイランスを受けられるように支援する。この場合のサーベイランスとは、家族性腫瘍の特徴である多重多発がんの早期発見と治療および将来の発症の予防に必要な医学的管理をいう。
- (3) 家族性腫瘍患者と家族に対して腫瘍の発症の予防と早期発見に役立つ行動の啓発とサポートを行う。

(4) 勤務する医療機関において家族性腫瘍の診療に役立つ情報の提供を行う。

第6条 家族性腫瘍カウンセラーは、前条に加えて、臨床遺伝専門医あるいは非医師の認定遺伝カウンセラーとして家族性腫瘍が疑われる患者あるいは家系を対象に遺伝医療を提供することが期待される。

(対象)

第7条 以下の(1) (2) (3)あるいは(1) (2) (5)に合致する者に家族性腫瘍コーディネーター、(1) (2) (4)あるいは(1) (4) (5)に合致するものに家族性腫瘍カウンセラーの称号を、審査の上授与する。家族性腫瘍コーディネーターあるいは家族性腫瘍カウンセラーの両方の要件に合致する場合には、いずれか一方の称号を選択することとし、将来の変更も可能とする。

(1) 通算して3年以上日本家族性腫瘍学会の会員であること

(2) セミナーを3回以上修了していること

(3) 医療・福祉に関わる職種（医師、歯科医師、看護師、助産師、保健師、薬剤師、臨床検査技師、社会福祉士等）であり、家族性腫瘍あるいはがん医療について2年以上医療機関での実務経験を有する者

(4) 日本人類遺伝学会および日本遺伝カウンセリング学会が認定する臨床遺伝専門医および非医師の認定遺伝カウンセラーであること

(5) その他、制度委員会が認め、所定の書式を以て申請した者

(研修方法)

第8条 日本家族性腫瘍学会が開催するセミナーを受講する。セミナーの運営、カリキュラムおよび履修単位等については細則に定める。

(有効期間および申請に必要な経費)

第9条 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの有効期間は5年間とし、以後5年毎に更新が可能である。申請および更新に必要な経費は以下に定める。

(1) 審査料 5千円

(2) 登録料 1万円

(3) 更新料 1万円

(称号申請の手続き)

第10条 称号の授与を希望するものは以下の各号に掲げる書類に所定の審査料を添えて、家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度委員会事務局に申請しなければならない。

(1) 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー申請書

- (2) 履歴書
- (3) セミナーの受講の修了証
- (4) 申請に必要な医療関係の資格を証明するもの
- (5) 家族性腫瘍コーディネーターの場合、所属医療機関（申請者が大学等に所属する場合は、所属する部門）が実務経験を証明する書式
- (6) その他必要書類一式（詳細は細則に定める）

（家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー証書）

第 11 条 家族性腫瘍コーディネーターおよび家族性腫瘍カウンセラーの申請の受付は年 1 回とし、第 7 条の要件を満たしていることを制度委員会で審査のうえ、日本家族性腫瘍学会理事長が称号を授与する証書を交付する。

（更新の条件）

第 12 条 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの称号の更新に際しては、以下をその要件とする。

- (1) 日本家族性腫瘍学会が開催するセミナーの受講
- (2) 日本家族性腫瘍学会学術集会への参加
- (3) 日本家族性腫瘍学会学術集会での発表、学会誌「家族性腫瘍」への論文発表、本学会が開催するセミナーでの講師、ファシリテーター等も更新の単位として認める。
- (4) 更新には(1) (2)を必須とし、その他に必要な単位の詳細については細則に定める。

（家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの生涯教育）

第 13 条 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーは、家族性腫瘍の診療に役立つ以下のサービスを利用することができる。

- (1) セミナー参加申し込みの優先予約
- (2) 家族性腫瘍のカウンセリングとコーディネーションに有用なリソース（必要により実費負担を求めることがある）。
 - (i) セミナーテキスト
 - (ii) セミナー講義スライド
 - (iii) 家族性腫瘍に関する資料等
 - (iv) その他、制度委員会の認める生涯教育に有用なリソース

（他学会との連携）

第 14 条 日本家族性腫瘍学会が開催するセミナーへの出席は遺伝性疾患あるいはがん医療に関連する学会

の資格認定あるいは更新に必要な研修単位として利用することができる（利用が認められている資格およびこれを所管する学会等の詳細については細則を参照のこと）。

（家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの称号の取り消し）

第 15 条 家族性腫瘍コーディネーター・同カウンセラーとして称号を授与されたものが以下の各号のいずれかに該当する場合、称号が取り消される。

- (1) 第 12 条各号における申請時の書類記載事項に事実と重大な相違があった場合
- (2) 日本家族性腫瘍学会会員の資格を喪失した場合
- (3) 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの体面を汚すような行為があった場合
- (4) 有効期間が経過後、更新の申請が行われず 3 年以上経過した場合

第 3 章 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度委員会および事務局

（制度委員会）

第 16 条 制度委員会は、以下の各号に掲げる事項を審議し、日本家族性腫瘍学会理事会に報告する。

- (1) 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー申請者の審査に関すること
- (2) 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの生涯教育に関すること
- (3) セミナーの運営に関すること
- (4) 家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラーの更新の審査に関すること
- (5) その他、家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度の運用に関すること

（制度委員会委員）

第 17 条 制度委員会は日本家族性腫瘍学会理事会から推薦された委員で構成する。それぞれの委員の担当する分野および人数に関しては別途定める。

- (1) 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない
- (2) 委員に欠員が生じたときは、理事会の推薦により補充する
- (3) 制度委員会に委員長を置く

（事務局）

第 18 条 事務局は、家族性腫瘍コーディネーター・家族性腫瘍カウンセラー制度およびセミナー運営に必要な事務を担当する。

第 4 章 補則

（規則の改訂）

第 19 条 この規則は、日本家族性腫瘍学会理事会の承認を得て、改正することができる。

附則

(施行期日)

- 1 本規則は、2011年5月27日から施行する。
- 2 本規則は、2012年10月19日に改定し、同日より施行する。
- 3 本規則は、2016年10月21日に改定し、同日より施行する。